

会 議 録

◇詳細—企画調整グループ 電話03-3981-4201

附属機関又は 会議体の名称		平成 22 年度 政策経営会議（第 4 回）
事務局(担当課)		政策経営部企画課
開催日時		平成 22 年 8 月 5 日（木） 午前 10 時 00 分～11 時 40 分
開催場所		区長応接室
議題		1. 「東池袋すくすくルーム（仮称）」について 2. 認証保育所 2 か所の誘致について 3. 鈴木信太郎邸の寄贈について
公開の 可否		<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
	会 議	非公開・一部非公開の場合は、その理由 豊島区行政情報公開条例第 7 条各号に掲げる非公開情報に該当する事項について審議等を行うため。
	会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委 員	区長・副区長・教育長・政策経営部長・総務部長・施設管理部長・ 企画課長・財政課長・行政経営課長・区長室長
	説明者	子ども家庭部長、子育て支援課長、保育園課長、住環境整備課長、文化商工部 長、財産運用課長、教育総務課長
	事務局	企画課企画担当係長

審議経過

NO. 1

案件 1 : 「東池袋すくすくルーム (仮称)」の設置について

(1) 案件の説明

平成 22 年度中の緊急的な待機児対策として、東池袋 5 丁目に区が所有する居住環境整備事業用の仮住所 (戸建住宅) を一部改修し、保育ママ 3 名、児童定員 9 名のすくすくルームを開設したい。なお、保育者の人材確保及び運営は N P O 法人に委託して実施したい。

(2) 主な意見と質疑

説明者：南大塚近辺に待機児が多いということもあり、それを考慮したものである。

区 長：今進めている保育計画に沿ったものなのか。

説明者：保育ママについては拡充を検討することとなっているが、具体的な内容まではでていない。

区 長：施設の 2 階は何故使用しないのか。

説明者：災害時の避難経路の確保の問題や、2 階だと保育ママ 1 名に対し 2 名の児童しか保育できず、1 階と別のグループにしなければならないため、効率が悪いので 1 階のみ利用を考えている。

区 長：現在、待機児が多いという現実を踏まえ、最大限受け入れられる可能性を考えてもらいたい。

副区長：2 階を使用する場合、委託先の N P O 法人に支障はないか。

説明者：特に問題はない。

副区長：期間は 2 年間しか使用できないのか。

説明者：東池袋地区の居住環境整備事業が 24 年度までとなっているので、現時点では 2 年間となるが、今後延伸を予定している。

副区長：2 階を利用した場合のメリット、デメリットも含めて計画を再構築してもらいたい。

(3) 結論

東池袋 5 丁目の居住環境整備事業の仮住所を一部改修し、すくすくルームを開設する。開設にあたり、建物の 2 階部分を利用した場合についての計画を再度検討することとする。

案件 2 : 認証保育所 2 か所の誘致について

(1) 案件の説明

平成 22 年度版豊島区保育計画において目標に掲げている認証保育所 4 か所のうち、事業者等と協議が整った池袋本町地区及び東池袋地区の 2 か所について整備したい。合わせて、平成 23 年度当初の開設に向けて、東京都の認証を取得するため、事業者を東京都に推薦したい。

(2) 主な意見と質疑

区 長：2 か所ともマンション内における設置であるが、マンション住民以外でも受け入れるのか。

説明者：マンション住民を含めた地域全体の受け皿になる。

区 長：マンション住民が優先となるのか。

説明者：優先ということはしない。ただし、事業者と保護者との自由契約になるので、事業者と区で協議を行い、地域の方も十分な数を確保するように指導している。

区 長：マンション売り出しの広告をみると、保育施設があると載っており、マンション住民優先の感がある。

説明者：事業者としてはそういう効果を狙っていると思うが、区としては地域の保育施設となるよう協議をしている。

区 長：一定規模以上のマンションに付置義務を課しているところはあるのか。

説明者：付置義務を課しているところはない。区と相談するようにしているところはある。

副区長：認証保育所は保育料も高いため、設置したからすぐに入るというものでもない。認証保育所入所者への保育料についての支援も考えていく必要がある。

説明者：分譲か賃貸かによっても違ってくる。分譲だと継続して居住するため、保育需要が一時的になる。地域全体の保育需要と合わせて考えないといけない。

また、認証保育所入所者への保育料の補助制度についても、今後検討していきたい。

区 長：区内に認証保育所は現在4か所であるが、これは他区と比べて多いほうなのか。

説明者：少ないほうである。

副区長：これまで待機児が少なかったため認証保育所の開設に事業者も積極的ではなかった。最近待機児も増えているので、場所によっては事業者も手を挙げてきている。

(3) 結論

平成 22 年度版豊島区保育計画において目標に掲げている認証保育所 4 か所のうち、事業者等と協議が整った池袋本町地区及び東池袋地区の 2 か所について整備する。合わせて、平成 23 年度当初の開設に向けて、東京都の認証を取得するため、事業者を東京都に推薦する。

案件 3：鈴木信太郎邸の寄贈について

(1) 案件の説明

旧鈴木信太郎邸の相続者鈴木道彦氏（信太郎氏二男）より、同邸の土地・建物に関する寄付申込書を受理した。今回の寄贈は負担付き贈与となるため、議会の議決が必要であり、第3回定例会に提案したい。

(2) 主な意見と質疑

区 長：建物の改修、庭の手入れ等相当の経費がかかると考えられる。この土地の地価がどれくらいなのか、一般公開にはどれくらいかかるか計算しておいてもらいたい。また、価値ある貴重書が数多くあるので、鈴木道彦氏と連携をとって、意向を十分に把握し、活用の方向性について検討してもらいたい。

説明者：寄贈は土地と建物であり、資料の扱いは今後の協議となる。

委員：資料についてもご協力いただける申し出はいただいているが、整理に相当時間がかかる。

区長：是非進めてもらいたい。また、区の内部の体制作りについても合わせて進めてもらいたい。

(3) 結論

寄付申込書の条件通り負担付き贈与を受けるとし、第3回定例会に提案する。合わせて、専門的スタッフの配置等の十分な準備体制を整え、積極的な活用に向けて進めていく。

会議の結果	1. 「東池袋すくすくルーム（仮称）」の設置について ⇒継続 2. 認証保育所2か所の誘致について ⇒決定 3. 鈴木信太郎邸の寄贈について ⇒決定
提出された資料等	1・2 共通. すくすくルーム及び認証保育所計画地 1. 「東池袋すくすくルーム（仮称）」の設置について 2. 認証保育所設置計画について (参考) 認証保育所保育料補助制度の創設について (案) 3. 旧鈴木信太郎邸の寄贈について